

第  
4756  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 6月24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 長期大規模工事に係る消費税の経過措置

**Q**：長期大規模工事に係る消費税の経過措置は、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

事業者が、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約に基づき、平成26年4月1日以後にその契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、その長期大規模工事に係る対価の額について、平成26年4月1日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において、これらの規定の適用を受けるときは、次の算式により計算した金額については、旧税率（5%）が適用されます。

$$A \times B \div C$$

- A: 長期大規模工事等に係る対価の額
- B: 長期大規模工事等の着手の日から平成26年3月31日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額
- C: 平成26年3月31日の現況により見積もられる工事原価の額

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合は、その相手方に対するその目的物の引渡しがこの経過措置の適用を受けたものであること及び適用を受けた部分に係る対価の額を書面で通知しなければならないこととなっています。

